

○国土交通省告示第1348号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年11月2日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道230号改築工事（洞爺道路・北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内から同道同郡同町字清水地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町、字三豊、字青葉町及び字清水地内
- 2 使用の部分 北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町、字三豊、字青葉町及び字清水地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内から同町字清水地内までの延長約4.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道230号改築工事（洞爺道路）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本件事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、それぞれ法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土

交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道230号は、北海道札幌市から、虻田郡喜茂別町、同郡虻田町、山越郡長万部町等を経由して瀬棚郡北檜山町に至る道央地域と道南地域とを結ぶ重要な幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道230号（以下「現道」という。）は、洞爺湖温泉街と虻田町市街地とを結ぶ唯一の幹線道路として虻田町及び周辺市町村の日常生活、観光産業等（以下「観光産業等」という。）を支えていたところである。しかしながら、平成12年3月31日に発生した有珠山の噴火（以下「平成12年噴火」という。）により現道上に噴火口が形成されたため、路線が寸断され、当該地域の観光産業等は大きな影響を受けることとなった。そこで平成12年4月に道道豊浦洞爺線及び道道豊浦京極線のうち現道に対応する区間（以下「国道編入区間」という。）を一般国道230号に編入し、寸断された現道の幹線機能の応急的な回復を図ることとした。これにより、一般国道230号は、札幌市から北檜山町まで接続することとなったが、国道編入区間は、洞爺湖温泉街から大きく離れた位置にある上、線形不良で見通しが悪い箇所が多く連なっており、現道が有していた幹線機能を十分に代替することができない状況にある。

現在、日常的に洞爺湖温泉街と虻田町市街地とを行き来する自動車交通は、主に町道虻田ノットコ線（以下「ノットコ線」という。）及び町道泉公園線（以下「公園線」という。）を利用しているが、ノットコ線及び公園線は、線形不良で見通しが悪い箇所が多く、また、公園線の一部は、平成14年2月に北海道防災会議地震火山対策部会火山対策専門委員会が監修した有珠山火山防災マップにおける危険区域（以下「危険区域」という。）を通過しており、今後の有珠山の火山活動により、路線の寸断等の被害を受けるおそれがある。

本件事業が完成し、洞爺湖温泉街と虻田町市街地とが結ばれることにより、平成12年噴火によって寸断された現道の幹線機能を恒久的に回復させ、当該地域の観光産業等を支えることから、地域経済の復興及び発展に寄与するとともに、有珠山の火山活動に対する防災性を備える避難路としての役割を果たすものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年10月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

本件区間内の土地には、動植物については、環境庁（2000）レッドデータブック上

の絶滅危惧Ⅱ類であるフクジュソウの群落が確認されたことから、起業者は、その保全対策として移植を実施しており、保護のための適切な措置を講じているものと認められる。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の幹線機能の回復を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、支障物件最少案（申請案）のほか、虻田町市街地と洞爺湖温泉街を最短で連絡する市街地近接案及び虻田町市街地の中心部に接続する市街地案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、危険区域から最も離れており安全性が高いこと、支障物件が最も少なく地域住民に与える影響が小さいこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、平成12年噴火により寸断されており、幹線機能が失われていることから、できるだけ早期に幹線機能の復旧を図るとともに、有珠山の火山活動に対する防災性を備える避難路を確保する必要があると認められる。

また、虻田町により策定された「有珠山噴火災害虻田町復興計画」において、現道の早期復旧が望まれている状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理

的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道虻田郡虻田町役場